

# 終活支援センター

入院や  
もしもの時の  
手続きが心配

終活といっても何から  
手を付ければよいのかわからない

頼れる  
身寄りがいない

家族に負担を  
かけたくない



お一人で悩む必要はありません。  
そのご不安、まずは私たちに  
お聞かせください。  
※相談は無料です

## 当センターでご利用いただける<sup>2</sup>つのサービス

ご利用いただける方 世田谷区在住の方、そのご家族の方

### ① 終活総合相談

身寄りの有無や世帯構成を問わず  
ご利用いただけます

#### 一般相談

相談員が、皆様の終活に関する不安や「これから」の考えを整理するお手伝いをします。

#### 終活講座の開催

終活に関する様々なテーマの講座を開催します。

#### エンディングノートの配布

家族への想いやご自身の希望などを記すエンディングノートを無料で配布します。

#### 専門相談

弁護士による無料の「あんしん法律相談」で遺言や相続等の疑問にお答えします。

#### 講師派遣

相談員が講師となり、終活に関するお話をします。



#### 配布設置場所

- ・終活支援センター
- ・各地域社会福祉協議会事務所
- ・各あんしんすこやかセンター など

### ② 高齢者終身サポート事業「えんのつづき」

頼れる身寄りがなく資力が十分でない高齢の方を対象に、入院、入所した時やお亡くなりになった時などのサポートを行う事業です。



対象要件等  
詳細は裏面を  
ご覧ください →

# 高齢者終身サポート事業

## 「えんのつづき」

頼れる身寄りがなく資力が十分でない  
高齢の方を対象に、入院、入所した時や  
お亡くなりになった時などの  
サポートを行う事業です。



### ご利用いただける方(以下のすべてに該当する方)

※当てはまるか分からない場合も、まずはご相談ください。

- 65歳以上の方
- 世田谷区内在住で住民票も世田谷区内にある方
- 単身世帯で子や孫がいない方  
※同居親族や、配偶者・子・孫が障害や認知症のため  
支援が受けられない場合は対象
- サービス内容や契約内容を理解し、  
自らの意思で契約できる方
- 生活保護を受給していない方
- 住民税非課税世帯の方
- 公正証書遺言で遺言執行者を定めることができる方
- 利用料や必要な選択サービスの預託金を  
支払うことができる方

### ご利用までの流れ

おおよそ、4～6か月かけて丁寧にすすめます。



### 支援内容・利用料

月に1回の電話と半年に1回の訪問を通じて、安心した生活を支援します。(訪問の月は、電話連絡はありません)

- 月額利用料 1,000円(税別) ※別途振替手数料がかかります。
- 選択サービス(預託金は条件により分納のご相談が可能です)

金銭管理 手続き支援	入院・入所 手続き支援	賃貸物件契約・ 更新時の 緊急連絡先対応	火葬・納骨 支援	死後の 賃貸物件対応
入院、一時的な体調不良や怪我などの際に、公共料金の支払い等をします。	入院・入所時の手続きや支払いの支援、留守中のご自宅の管理を支援します。	賃貸物件契約・更新時の緊急連絡先となります。(保証人ではありません)	火葬の手配や納骨の手配を行います。	お亡くなりになった後、賃貸物件の解約や家財処分等を行います。 ※相続人がいない方のみ対象
<b>利用料</b> 1時間以内 2,000円 <sup>①</sup>	<b>利用料</b> 無料	<b>利用料</b> 無料	<b>利用料</b> 無料	<b>利用料</b> 無料
<b>預託金</b> 10～30万円 <sup>②</sup>	<b>預託金</b> 30万円 <sup>③</sup>	<b>預託金</b> 不要	<b>預託金</b> 35万円	<b>預託金</b> 30～50万円 <sup>④</sup> 程度

①1時間を超える場合は30分毎に1,000円加算。利用料は税別です。 ②任意の額で設定できます。 ③施設入所の場合は、施設費用の3か月分の金額となります。 ④部屋の広さによって変動します。

### お問合せ・ご相談窓口



## 世田谷区 終活支援センター

(世田谷区委託事業 運営:世田谷区社会福祉協議会)

〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟3階

TEL 03-6411-3715

FAX 03-6411-2247

※電話がにつながるのは令和8年7月1日からです

受付時間:月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

URL: <https://www.setagayashakyo.or.jp/service/shuukatsu>

令和8年7月1日作成